

【議事内容】

令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第6回）

1. 日 時 令和4年3月14日（月）15:30～17:30

2. 場 所 文化庁第二会議室

3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）
外部有識者 岸岡貴英氏（京都府文化スポーツ部文化政策室参事）
平岡正宏氏（津山市産業文化部歴史まちづくり推進室長）
廣安ゆきみ氏（READYFOR 株式会社文化部門リードキュレーター）
亀井 聡氏（大阪府文化財センター総務企画課長）
文化庁 塩見文化庁次長、榎本文化庁審議官，豊城文化財鑑査官，
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，
長尾主任文化財調査官，奥主任文化財調査官，
山川文化資源活用課課長補佐，地主主任文化財調査官，
吉田文化財調査官，生田文化財調査官（計11人）

4. 議事等

【根立会長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会第6回を開催いたします。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いします。

【山川補佐】 前回同様、プレス含む傍聴者はオンライン参加です。また、大野委員、御発表いただく廣安氏、亀井氏もオンライン参加です。

本日の資料は、議事次第、資料1から8です。また、委員のお手元には、これまでの資料をとじたファイルを御用意しております。こちらは、今後も追加していきますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

資料の不足等あれば、事務局までお申し付けください。

【根立会長】 本日は、大きく2つの議題があります。まず議題1として、持続可能な文化財の在り方に関して、4名の有識者の方々からのヒアリングと意見交換を行います。その後、議題2として、特に御議論いただきたい論点についての意見交換を行います。

それでは、事務局から進め方について説明をお願いします。

【山川補佐】 御説明いたします。まず、資料の2を御覧ください。本日のヒアリングについてですが、それぞれ15分程度、4名の方に続けてお話をいただきます。その後、まとめて質疑応答とさせていただきます。その後、御発表、質疑の内容も踏まえ、委員間での自由討議を進めることといたします。15分程度と短い時間で恐縮ですが、目安の1分前になりましたら事務局から合図をいたしますので、発表時間の御参考としていただければと思います。その後、議題2として、前回までの議論の続き、特に御議論いただきたい論点について自由討議を進めていただければと考えております。

なお、本会議は資料含めて公開で行っておりまして、本日もプレス等の傍聴者の方がオンラインで傍聴しております。また、後日、発言者名入りの議事録を作成いたしますので、御了承ください。

【根立会長】 それでは、有識者からのヒアリングに移ります。

まず、お一人目、京都府の岸岡さん、よろしくお願いいたします。

【岸岡氏】 失礼します。京都府の文化スポーツ部文化政策室の岸岡貴英と申します。よろしくお願いいたします。資料3の資料に従ってこれから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

文化財を守り伝える京都府基金1ページを御覧ください。平成20年の7月に条例を施行することになりました文化財を守り伝える京都府基金、20年の4月に導入されましたふるさと納税制度を活用した、京都府では用途を文化財に特定した基金を設置し、ふるさと納税の制度を開始しました。全国初の取組で、この状況は今も変わっていないと考えております。

特色は、寄附金の全額を、全て京都府内の歴史的建造物の保存・修理や防災対策などの文化財の保護に限定した活用をする仕組みです。右側の写真は、南禅寺三門で、普及啓発の冊子の表紙です。

これまでの寄附額は、3,357件、2億2,970万余です。文化財保護への助成は235件、1億9,000万余です。前年度頂いた寄附額を翌年度の文化財保護への助成に充てていく形になっ

ております。

2 ページ目です。その枠組はチラシやホームページ、民間のふるさと納税のサイトや募金箱等で寄附を募る仕組みです。寄附額によって、寄附の特典を示しておりまして、京都の祭り行事等の文化体験を寄附額に応じてしていただく形です。1 万以上であれば、祇園祭の山鉦搭乗体験、清水寺の夜間特別拝観などをしていただいたり、2 万以上であれば葵祭の特別観覧ですとか、5 万、10 万になりますと高僧直筆の揮毫の色紙を贈呈したりとか、そういった形の特典を明示し寄附を募っていきます。

納付書、クレジットカードなどで京都府で寄附金を受け入れまして、それを積み立てて、翌年の文化財修理に使っていきます。寄附額に応じた文化体験をしていただく案内をさせていただいたり、高額寄附は感謝状の贈呈式の中で知事とお話しいただく機会を持つ形です。

3 ページです。京都府の文化財保護基金ネットワークという緩やかな組織をつくっておりまして、京都仏教会や神社庁、そして文化庁の方々にもこういう冊子を送っております。文化関係団体、観光連盟などの団体・企業からなる339 団体に、基金等の冊子をお配りして、協力をいただいております。

設立当初はポスターやリーフレット、会報など様々なPR活動を始めました。そこにありますのは、清水寺の中で、チラシを配って寄附をお願いするものです。それ以外にも、現在は募金箱を、京都府内の各お寺、そして神社にも設置して、文化財を守り伝える京都府基金を、いろんな方々に知っていただく取組をやっております。寄附金は半年に一度、お寺に行って、いろんなお話をするというところが京都でやっていく中で重要な形かなと思っています。

3 番目がちょっと変わった形でして、寄附機能付き自動販売機というものがありまして、これは京都五條の清水寺のすぐ下、売上げの一部を守り伝える京都府基金の寄附に充てていただくものです。この自動販売機には、こういった修理のときの写真とか、そういったところもちょっと貼らせていただいて、少しでも文化財修理というものを知っていただくようにしております。

4 ページです。文化体験の取組です。後ほど申しますけど、やはり寄附していただいた方に京都の文化を体験していただくところが取組の一つのメインです。例えば、清水寺の特別夜間拝観春と秋の2 回、お寺の方の協力を得て、内覧会のときに、寄附された方々を案内して、かなり寄附した方々に特別感がある体験をしていただく形です。

葵祭では特別観覧席を設けて、見ていただくとか、祇園祭の山鉾搭乗体験という形で、祇園祭のよさを分かっていたいただいて、それらを通じて寄附者と事務局とのきめ細かな付き合いが続くかたちをめざしております。

5 ページ目です、そこにありますように、高僧の直筆揮毫色紙の贈呈です。協力の下で高僧直筆色紙の贈呈をお願いして、各お寺のトップの方に書いていただくので、一月、二月かかるんですけど、10枚、20枚でもやっぱり価値のあるものなので、そういった方々に書いていただいて、無料の協力の下で寄附した方々に渡す、これも寄附者の方々に特別感を味わっていただく仕組みです。

祇園祭の厄除け粽の返礼、祇園祭はこの一、二年、中止になりました。ただ、粽は例年、技術を伝えていくということで、いろんな保存会の方々が作っておられます。そういった方々の粽を、協力していただいて、寄附していただく方々に渡す。コロナ退散も込めて、渡す取組です。数自体はそれほど多くはありませんでしたが、やっぱりこういったことの中で皆さんの気持ちを一つにさせていただく取組をしてきました。

これはそもそも京都を愛していただくところで始めたものですので、やはり京都府内より首都圏の方々、関東の個人の寄附の方が7割強を占めるという形です。10年間やってきているんですが、やっぱり京都の文化を知っていただくということに重きを置いてやっていまして、そういった当初の試みは当たっていると思っております。個人の方々からの寄附が140件ですが、おおよそこれぐらいの方々に毎年寄附を頂いています。やっぱり金額の大きいのは法人とか団体の方々です。

京都府における文化財修理の課題を列記させていただきました。これまでいろんな形で議論はされてきたと思いますが、参拝者の減少に伴う寄附金、過疎化、少子高齢化、そして自然災害への対応、そして、自治体所有の文化財の修理費用とかいうような面でもいろいろ厳しいというようなお話も伺います。そういったところの声がやっぱり出てきたと思っています。以前は社寺等が厳しいと話題になりましたが、博物館もいろいろありますので、そういったところもやはり厳しいという声が最近出てきたという状況です。

8 ページです。寄附で保護される京都の文化財令和2年度は18件、1,700万の補助事業を行いました。補助事業は2分の1補助、それぞれ細かい上限額が決まっていますが、実際は、補助を打つに当たって選定委員会を、学識3名の方に入っていていただいて組織しています。かつ関係するネットワークの神社庁、仏教会、そして山鉾連合会など方々にも説明に伺っています。

右にありますのは、実際に現地に行って修理の状況のお話を伺って、適切な修理はどんなものかというところについて実際やっておるという形です。

9 ページは建造物修理です。国登録文化財については基金の中で補助できます。これは近代建築のもので、結構人気のある建物です。

10 ページが修理、防災事業です。やはり地域に行きますと、神社の覆屋とか、そんなものを全て建て替えたい、新しくしたいというようなお話が必ず出てきますが、やはり建造物なので、古い部材というものをしっかり残して修理していく必要があるという形を地元の方々に理解を求めるところがスタートです。そういったところを修理相談がある中で、やっぱり必要なものは残していつて伝えていく修理が文化財の修理であることを理解していただくところも重要と思っています。

3、文化財保護のこころを育む事業、普及啓発事業も年間1件、2件あるんですけど、こういった形の中で、京都の文化というものがどのようなものを分かっていたく事業にも助成を充てている例です。

12 ページ、13 ページです。12 ページが文化レジリエンス事業企業版ふるさと納税の助成事業にも一部、基金の補填をしております。

13 ページが文化財を守り伝える京都府基金条例、実際に京都府内の文化財の修理に充てている補助金ですが、基金の積立てと企業版ふるさと納税を財源としまして、かつ京都府の一般財源等を充てております。国指定の文化財の補助金、そして社寺等文化資料保全補助金これは未指定文化財の補助金として昭和37年から続いているものです。いろんな形で混ぜ合わせながら進めてやっていっているのが実態です。

最後です。行事や文化財修理等の文化体験を申し込む人たちは、体験することでしか得られない特別感というものを期待しておられるというところが多いです。そういった形に応えていくには、やはり来ていただいた方々に、その文化体験の満足感を共に共有できるような、魅力ある説明ができるようなプロフェッショナルというのが必要だと思っています。実際にお寺の方々のお話は上手です。わかりやすくお寺のことを説明し、修理のことも説明される方が対応されます。そういった方々のご尽力により寄附者が基金を申し込んで特別感・共感を得られて、また修理を続けていくこの意義を分かっていたくことは重要で意義あることと思っています。そのため、やっぱりこれから文化財の魅力を発信する上で、その人しかできない重要な役割を担うというような方々というのは、学芸員、そして修理技術者の方々の存在は大きいと思っています。それらは、プロフェッショナルによ

る高度な説明の技と思っていまして、やっぱりしっかりと満足感を与えるような説明をするということが寄附の継続拡大につながっていくだろうと思っております。そういった方々、説明する方々についてやはり高い意識を持っていただくということがこれから先につながるかなと思っています。

【根立会長】 どうも岸岡さん、ありがとうございます。質疑応答は、4人の方のお話を聞いた後でまとめてやりますので、すみませんけど、よろしくお願いします。

続いて2人目、津山市の平岡さん、よろしくお願いいたします。

【平岡氏】 失礼いたします。津山市の平岡と申します。よろしくお願いいたします。私のほうからは、市が所有する歴史的建造物を活用したホテルの運営ということで、PFIコンセッション方式を活用した取組の報告をさせていただきます。

資料の2枚目を見てください。岡山県津山市の位置でありまして、中国山地の真ん中あたりの盆地になっておりまして、標高100メートルぐらいの盆地でございまして、右上の写真を見ていただきまして、赤で囲ったあたりが旧城下町のエリア、黄色い丸の部分がお城になっておりまして、江戸時代に津山城というお城ができて、その城下町から発展してきたまちになっております。右下の写真が津山城の空撮でありまして、こういう、かなり大きな石垣の城が残っておりまして、その東西に城下町が残るという、そういうまちになっております。

今回御紹介させていただく物件なんですけれども3枚目を見ていただければと思います。対象物件の位置ですけれども、左上に小さな絵図面をつけておりますけれども、絵図面の赤い部分、お城に対して東側になるんですけれども、こちらのほうは城東地区というふうに呼ばれておりまして、平成25年に城東重要伝統的建造物群保存地区ということで、重伝建に選定されている場所でありまして、その中に本対象の物件が位置しておりまして、青で「(伝建)」と書いておりまして、荏田家付属町家群という言い方をしております。その横に緑で囲っている部分、実は重伝建選定の後に重要文化財に指定されました旧荏田家住宅という、大規模町屋と酒蔵が隣接しておりまして、そことほぼほぼ一体として運営されていた建物群になっております。

4枚目を見ていただきましたら、城東の重伝建地区の現況写真がありまして、こういうふうな形で切妻造り平入りの町家がずらっと約1.2キロぐらい並んでいる、そういう伝建地区になっております。建物は、江戸時代の後期頃のつし二階の町家、それから明治になりましての建ちの高い本二階の町家が混在するという、そういう地区になっております。

5枚目に行きますと、重要文化財旧荻田家住宅と荻田家付属町家群ということで、こちらのほう、左の図面でグレーに塗ってある部分が重要文化財の町家部分、それから黄色と薄いグリーンに塗ってある部分が酒造所の土蔵群ということで、町家も、間口がこれ全部でたしか15軒ぐらいあったと思うんですけども、それよりも土蔵群のほうがばかでかくて、非常に傷みが激しくなっておりまして、こちらも修理を急がなければならないんですが、その話はちょっと今日は別に置いておきまして、その横の赤の部分が荻田家付属町家群で、今回の対象物件になります。

6枚目を飛ばして、7枚目を見てください。これは空から見た部分ですけども、空から見ていただきましたら、赤で囲った部分が荻田家の付属町家群、それから黄色い部分が重要文化財旧荻田家住宅ということで、上空から見ていただきましたら、屋根の形から見ていただきまして、4棟の町屋が含まれているということが御確認いただけるかと思います。この状況ですと瓦が辛うじてふいているのは両方の2棟だけで、真ん中の建物は鉄トタンだったり、もうビニールトタンだったりふかれて、屋根を通して雨漏りがしているという、かなりズタズタな現況だったんですけども、これを何とか活用せねばならないということで、8枚目を御覧ください。

この伝建地区内、実は津山市が所有している物件というのが結構ありまして、先ほど御紹介しました重要文化財旧荻田家住宅、これは土地建物ごと所有者のほうから津山市が寄附を受けまして、津山市の所有になっておりまして、現在非公開。それから、史跡として箕作阮甫旧宅という、右上の写真ですけども、これは公開施設として持っております。それから、登録の有形文化財旧梶村家住宅、これも公開施設として所有しておりまして、左下の写真のやつですね。それから、今回の荻田家付属町家群、これは伝建の特定物件で非公開、それから作州城東屋敷ということで、右下の建物ですけども、復元の町家を造りまして公開施設というふうに、結構な数の公開施設を市のほうで所有しておりますけれども、そちらに書いておりますとおり、いずれも施設管理経費は必要であるにもかかわらず無料施設でありまして、収入がゼロであるという状態が続いておりました。

その中で、9ページ目を見ていただき、行政としての対応というところで、2015年、ファシリティーマネジメント、略称FMです。御承知のとおり、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動、いわゆるFM委員会というのが行政の中に設置されまして、その中で公共施設等総合管理計画というものが策定されました。そして、公共施設マネジメントの基本方針として、施設の統廃合、施設の多機能化と複合化、施設の再配置などの

推進、さらに民間活力や民間手法の導入などが打ち出されまして、文化財といえども例外は認めないという中で、所有している文化財をどうにかしないといけないという中で、建物の維持管理費は自ら稼ぎ出すと、もうかる施設を目指さねばならないというふうなことで行政として方針を出しまして、いろいろ活用方法を考え始めました。それが10枚目です。

10枚目は字が小さくて恐縮なんですけれども、これまでほとんどやっているのが、一番左の直営方式という部分でやっているもの、それから、外に出す部分にしてもほとんどが従来の指定管理者制度ということで、その昔は委託制度でやっていましたけれども、これまでの行政ですと、従来型の指定管理制度もしくは直営のみということだったんですけれども、この中でPFI方式の中のコンセッション方式というのが可能性が実はあるのではないかということに、市の担当部局のほう、それから我々の部局のほうが何となく気がつきまして、その辺から若干物事が進んでいくようになっております。

11ページを御覧いただければと思います。こちらの建物はそんなに順調にいったわけではございませんで、そもそも、そこに書いてあります平成25年に城東地区が伝建地区として都市計画決定されまして、重伝建地区に選定されておるんですけれども、実は今回のこの建物につきましては、重伝建選定の直前に、個人所有だったものですから、取り壊すというような話が出てまいりまして、ちょっと待ってくれということで、市のほうで無理やりに近い形で買い取った案件でありまして、正直活用まで考えずに取得したというのがありまして、重伝建選定とともに、これをどう活用しようかというのを、正直いろいろ頭を抱えていたところなんですけれども、まず行政の中では、交流施設、観光拠点施設として何か使えないだろうかというふうな形でいろいろ話をする中で、平成28年ぐらいに、これもアレックス・カーという人がたまたま津山のほうにやってきました、この案件いいですねみたいな話で少し前に進め始めておって、実はホテルとしてやっていこうという部分まではもう決まっていまして、改修する実施設計までできていました。

できていたんですけれども、ちょっとこのところで選挙で市長が交代しまして、一度、前市長がやられていた事業は全てストップかけまして、もう一度事業の再構築という形で、若干時間かかったんですけれども、その実施設計の段階では指定管理制度でホテルを運営しようということでもくろんでおりまして、実は指定管理制度で、市のほうの持ち出しなしで利益が出そうな感じの指定管理を目指していたんですけど、ちょっとそれもまだ曖昧だということで、平成30年に市長のほうに、コンセッション方式のほうでやってみてはいかがでしょうかという提案をさせていただいて、ゴーサインが出て、コンセッション方式

でいくというふうに転がり始めまして、本場でできるかどうかというのもありましたので、サウンディングで、地元の方、それからそれに関わらず、旅行業界の方にいろいろ話を聞かせていただきまして、何となくいけるんじゃないかというふうなことを決めた後に、そこから話がざっと大きく進みまして、令和2年の7月には運営開始ができたというふうな時系列の流れになっております。

12ページのほうを見ていただきますと、活用への道のりということで書かせていただいておりますけれども、事業主体につきましては津山市で、当時は都市建設部の歴史まちづくり推進室と財産活用課のFM推進係ということで、概要は書いてあるとおりになっておりまして、背景と経緯については先ほど申し上げました。

13ページを見ていただきましたら、特徴です。こちらのほう運営権は約20年間で契約しております。それから事業者につきましては、1泊1万円から3万円程度を予定する宿泊等の収入で運営していただくと。市は運営権対価を得ますけれども、当初3年間は無償とすると。施設の設計と改修は市が負担して実施します。市の承認を得られれば、事業者の意向も自己負担により反映可能ですという特徴を持っております。市が負担したイニシャルコストを見ていただきましたら、工事費用総額1億9,300万円、うち文化庁さんの補助金が2,700万円ぐらい、それから地方創生交付金が1億4,600万円、それから街なみ環境整備事業が2,000万円、事業費ベースでいきますと、こういう形で約2億円かけて終了して、運営権を使っていたいただいておりますということになっております。

14ページを見ていただければと思います。民間事業者さんとの関係なんですけれども、こちらの宿泊施設につきましては津山市のほうで所有したまま、民間事業者の方が運営して利用料金を得ると。それから建設企業さん、改修工事かけておりますけれども、これは実は民間事業者さん、施設の改修完了前に、もう運営事業者を決めております。運営事業者さんが使いやすいように、実施設計の後、工事の中で意見を反映していただいて、随時設計変更をかけて、運営者の方が使いやすい形での施設というふうにしております。運営権を設定させていただいて、それから1年たちまして、この令和3年度にモニタリングをさせていただいて、コロナ禍ということで非常に厳しい状態ではあったんですけれども、当初の予定の収入が得られているような状態になっておりましたということを確認しておりますので、3年後からは赤で書いた運営対価が津山市に順調に支払われる予定になっているというところでございます。

その次の15枚目の上が修理前で、下が修理後の建物です。修理前も結構きれいに写って

いますけれども、実際見ていただいたら、畳からコケが生えているとか、かなりひどい状態ではあったのが、見違えるような内外装になっております。

ということで、16枚目のメリット、デメリットのほうを説明させていただきますと、事業者さんにとって恐らくメリットだろうと思うのは、津山市では指定管理制度だと最長5年の運営期間しか設けられないので、なかなか5年でというのは難しいという中で、20年の運営権が取れるというので、長期的な収支計算が立てられるのではないかとということ。それから、事業運営の自由度が高く、モチベーションが高まりますと、収入についても、指定管理制度だと役所のほうがホテルの宿泊料のほうをコントロールするようになって、なかなか自由が利かないという中で、もう完全に自由な経営ができるということで、モチベーションがかなり高まるということ。それから、施設所有権を移さないで固定資産税がかからず、参入しやすいのではないかと感じます。行政にとっては、設計と改修におけるイニシャルコスト以外に負担が発生しない、運営権対価として収入を見込むことができますと。それから、民間の柔軟な発想による運営が可能となりますと、なかなか役所の固い頭では思いつかないような、そういうアイデアが出てくるというふうなことがメリットだろうと思っております。

その後の最後の課題なんですけれども、いかんせん、ちょっと制度が浸透していない、我々自身もやりながら、本当にできるんだろうかと思いながらやっていたような事業でありまして、今後どういうふうな形でモニタリングをしていくのかにつきましても今試行錯誤しておるところで、行政内の事務についてはまだ暗中模索というのが正直なところでございます。もう一つは、ハード整備を含めてのコンセッションということになりますと、現状、ここで御紹介したとおり約2億円の改修費用をかけておりますので、この改修費用まで持った形でコンセッションにかけるのは、ちょっと今のところ難しいのかなというふうなことを考えております。

それから、文化財の維持管理に関する経費算出が困難ということで、こちらの建物は全て、4棟ありますけど、伝建物ということで、重伝建の外観規制等々がかかっていますので、修理や改修に当たりまして外観を自由に変えることができないということもありまして、ここではちょっと紹介しませんでしたけれども、建築基準法の3条1項3号の関係で、建築基準法の適用を若干除外するような条例も津山市のほうでつくった上で、建築基準法を若干緩和しながら、それでも重伝建の基準を守った形での改修をしているというふうになっておりまして、その辺の部分について若干、通常の、そういう規制がかかってい

ない古民家なんかよりはハードルが高い部分がありはするんですけれども、その辺は、やはり文化財部局として譲れない部分は譲れないということで、万全の対策、対応をお聞きした上で旅館のほうへ改装しておるということでございます。

すみません、あちこちちょっと話が飛んで、あまりまとまりのない話になってしまいましたけれども、こういう形で20年間の運営権対価設定で、今走り出しているという報告をさせていただきました。ありがとうございました。

【根立会長】 平岡さん、どうもありがとうございました。

続いて3人目、READYFOR株式会社の廣安さん、よろしくお願いいたします。

【廣安氏】 では、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめまして。私、クラウドファンディングサービスREADYFORの文化部門におります廣安と申します。本日はよろしくお願いいたします。私は文化部門ということで、社内でも文化や芸術、もちろん文化財に関わるものも含めてのプロジェクトを専門で担当する部署のマネージャーをしております。

一口に文化といっても、文化財だけでなく、美術館、博物館、舞台芸術、図書館に関わるものだったりとか、現代アートだったりとか、幅広いものですけれども、昨今はまさに文化財の保存や修理、活用に関わる費用を集めるクラウドファンディングのプロジェクトというのも非常に増えてきておりまして、この後御発表いただく中でも弊社を御利用いただいた事例もあるかと思うんですけれども、そんなわけで、今日は、時間も限られておりますが、まず前半で、そもそもクラウドファンディングとは何かという大まかな基礎知識について御説明申し上げた後に、後半は、過去弊社で御挑戦いただいた、主には寺社仏閣関連の文化財の事例を幾つか御紹介したいと思います。

では、まず4ページ、資料を御覧いただけたらと思います。そもそもクラウドファンディングとはという言葉の部分ですけれども、クラウドが大勢の人で、ファンディングが資金調達という意味の造語でして、これらを組み合わせてできた新しい言葉です。要するにインターネット上で不特定多数の方々から寄附を集める仕組みということになります。私たちはREADYFORというサイトを運営しておりますので、そのサイト上に、これこれのためにお金を集めたいというような形でプロジェクトのアイデアを掲載いただいて、それを見て賛同してくださった方々がネットを通じて、実際にはクレジットカードないしは銀行振込という形でお金を投じてくださるという仕組みです。

次の5ページ目を御覧いただきますと、実際のプロジェクトの紹介ページとしては、こ

の右側に写っているような具合でして、必ず事前に目標となる金額と募集の期間を定めてからスタートします。プロジェクト本文というところで、今回の資金の使い道であったり目的、プロジェクトにかける熱意みたいなものをつづって、リターンといって、最終的にプロジェクトが無事終了した際に、寄附をしてくださった方々にお送りする返礼品というのも金額のコースごとに定めています。

ただ、READYFORで扱っているプロジェクトは特にそうなんですけれども、支援をする方々も、何かグッズや物が欲しいから、お得だから支援をするという、ふるさと納税みたいなモチベーションとはかなり違いまして、あくまで応援の気持ちでそこにお金を投じるという方が多いので、返礼品は設定はするんですけれども、実のところあまり重要ではありません。正直、お礼のメールだったりとか、プロジェクトの成果報告書をPDFで送るとか、作るとしてもほんのちょっとしたグッズだったりとか、そういうもので十分でして、割とクラウドファンディングとなると、リターンであまりお出しできるものがないから敷居が高いなというふうにおっしゃる方も多かったです。この点は実際あまり御心配いただかなくても結構です。

ちなみに、今お手元で見ていただいている右側のプロジェクトは、昨年の6月に実施していた東京都内の寄席を支援しようというプロジェクトで、最終的には1億円を超える資金が集まった、かなり大型の企画だったんですけれども、それでも返礼品は本当に、言っただけなんですけど、大したものはないんですけど、せいぜい1万5,000円で手拭いが1本ついてくるくらいのものでしたんですけれども、皆さん純粋な応援の気持ちで寄附を下さって、これほどの額になったというような事例もあります。

なので、資金の使い道も、例えば文化財に関するプロジェクトといっても、文化財そのものの修理にかかる費用を募るプロジェクトもあれば、その周辺、例えば保存庫だったりとか、収納に当たっての額縁を修理するとか、施設内部の設備を修復するとか、空調や換気の設備を整えるとか、そういったことのための費用を集めるというプロジェクトも考えられますし、あるいは文化財にまつわる企画展示やイベントだったり、あとアウトリーチ活動をするための費用をクラウドで集めるなんていうことも考えられるので、実際は、本当に一口にクラウドファンディングといっても、使い方は多様なものです。

6ページ目を見ていただくと、そういう具合で、クラウドファンディングって、こういう新しい資金調達の形ですよと御紹介いただくことも多いんですけれども、実際に挑戦された方がおっしゃるのは、お金集め以上に人集めの側面も大きかったなということで、

私たちも最近はずごくこれが重要だと考えています。というのも、クラウドファンディングは不特定多数の方々から寄附を集める仕組みなので、つまり、その文化財だったりとか施設だったり団体だったりというのを応援してくれる人を集めて、その人たちと新たにつながっていくための仕組みだというふうに思うんですね。なので、文化財に関心がある方々を新たに可視化して、つながっていくための手段という部分が目的としては大きかったりするので、必ずしも、ただお金を集めたら終わりというわけではない。その後もその文化財を守って運営して、あるいは活用していくというときの応援団を掘り起こしていくというところにすごく重点を置くべきなんじゃないかなというふうに、最近特に強く考えている次第です。なので、私たちも、お金プラスアルファの部分でどういう意味や意義があるプロジェクトにしていけるかということを考えながら日々サポートをさせていただいています。

というわけで、ここまでが、そもそもクラウドファンディングとはという、本当に概略の概略ですけれども、お話しさせていただきました。実際には、じゃあ私たちREADYFORが中でどういう仕組みなのかとか、どういうシステムを使っているのかとか、お伝えすべきことはたくさんあるんですけれども、本日は一旦その部分は割愛させていただきます。

ここから後半でして、幾つか具体的な事例を参照しながら、例えば文化財掛けるクラウドファンディングってこういう事例があるんだなというところ、少し御参考になればと思います。

8 ページ目を御覧いただけたらと思いますが、まず1つ目は聖林寺さんという、奈良にある国宝の文化財を持ちのお寺さんで、ここが、その国宝そのものではなくて、それを守っている観音堂の修復のためにクラウドファンディングに挑戦をされています。やっぱりこういうふうに、文化財の、ないしはその周辺にまつわるものの修復だったり修繕にかかる費用集めというのが、一番クラウドファンディングの資金の使い道としては多いパターンで、弊社も、このプロジェクト以外にも類似の事例で、たくさんこれまでも蓄積、経験があります。

ただ、この聖林寺さんが面白いのは、今画面に出ているとおり、1回限り、ひとまずお金集めて終わりというのではなくて、全3回に分けて資金調達をされているという点でして、これ全体で、観音堂の修復って1億円ぐらいは資金がかかるものだったんですけれども、それを全部クラウドファンディングで集めるわけではないにしても、とはいえ5,000万円ぐらいはクラウドで集めたいなという御意向が御住職にはありまして、ただ5,000万を一気に

集めるというのなかなかハードルが高いですよということ、ひとまず第1弾では1,500万円を目標にして、最終1,700万円ほどのお金が集まり、続いて、半年くらい時を空けて第2弾、さらに第3弾、現在も進行中なんですけれどもという形で、合計して5,000万くらいが集まるようにというようなスキームでプロジェクトを実施されています。

こんなふうに、少し間を空けながら繰り返して、同じ目的なんだけれども回を分けてファンディングに挑戦されるという事例は、これ以外にも最近増えてきていて、こういうふうに少し長い時間をかけてまとまった資金を集めるというところでも、クラウドファンディング、活用の違いがあるという一つの事例です。

次の9ページ目ですけれども、これも同じように修復関連のプロジェクトですかね。先ほどの聖林寺さんが、国宝にまつわるような、ある意味ネームバリューのある文化財の修復ということで、それであれば数千万規模のお金が集まってもしかるべしと思われるかもしれませんが、この9ページ目の事例は、逆にといいますか、自治体からの指定すらも受けていないような、完全な無指定の文化財の修復にかかる費用を集めたプロジェクトでして、完全に地域に密着されながら運営されているお寺さんで、地元の方々を中心のターゲットにしながら資金を集めた事例でして、とはいえ、そういったものでも、600万円目標で800万円超の資金が集まっていますので、これもページのつくり込みの仕方、訴え方、プロジェクトの見せ方次第で、一定まとまった資金をネームバリューに関わらず集めることができますよという一つの事例です。

続いて10ページ目の事例、3つ目ですが、これは香川にある讃岐国分寺さんというお寺で、もともとある文化財とはちょっと毛色が違うんですけれども、新しい仏像を作りたいという、なかなかコロナだったりとか悲しいことも多い世の中で、新しい祈りの形として新たな仏像を作りたいというようなプロジェクトで、こういう、元あるものを守ることだけでなく、新しい作品づくりといいますか、文化財というよりはアート支援みたいな色が強めのプロジェクトではありますけれど、そういうプロジェクトの事例もありますよという御紹介でした。これも1,000万円目標で1,300万円ほど集まっていまして、ただ1,300万だとちょっと足りなかったということで、これも第2弾をまた実施して、継続的なクラウドファンディング活用の一つの事例にもなっています。

それから4点目、11ページ目です。これは神田明神さん、都内にある神社ですが、たくさんそこで持っている資料をオンラインのアーカイブ化したい、そのためのシステム構築にかかる費用を集めるというようなプロジェクトでした。最近、こういうたくさんある資

料をどういうふうに保存活用していくか、オンライン化していくか、災害に備えてきちんとオンラインの大きなデータにして残しておきたいというような需要も増えているというふうに聞いておりますので、そういう部分でクラウドファンディングを活用することもあるという事例です。

それから最後、駆け足ですが、5つ目の事例、12ページ目です。これは奈良の大安寺さんで、これも先ほどのオンラインアーカイブと少し路線としては近いんですけども、かつてのここのお寺の伽藍をCGで完全復元、再現するための費用を集めるという、ちょっと面白いプロジェクトでして、ある意味ちょっと学術研究的な要素も含みながら、お寺として文化財を守るとか受け継ぐとは少し違いますけれど、歴史をつないでいくために今立ち上げたいプロジェクトだということで実施されたものです。こういう、ちょっと突拍子もないというか、面白い、夢あるチャレンジ型のプロジェクトといいますか、そういうものでも1,000万円目標で1,600万円くらいお金が集まっているので、こういうプロジェクトの路線も可能性があるんだなというふうに見ていただけたらと思います。

そんなわけで、先ほど申し上げたように、一口に文化財関連とか、ないしは寺社仏閣、ミュージアム、博物館関連のプロジェクトといっても、お金の使い道だったり目的というのはかなり様々に考えられますので、私たちも日々柔軟に、こういうプロジェクト内容だったらこういう見せ方がいいかもしれないですねとかということを試行錯誤しながら、事例、事例を増やしていっているような毎日です。

ごめんなさい、もう1個ありましたね、6個目。失礼しました。これは京都の実相院さんというお寺さんのプロジェクトで、現在も進行形のプロジェクトなんですけれど、これは、コロナでなかなか拝観料が取れなくなっている、来館者の方が減ってきて拝観料が取れなくなっている中で資金不足に陥っている中で、今後の運営にかかるような資金を集めたいというような、ちょっとふわっとした資金の使い道のプロジェクトですけども、こういう見せ方、募り方もありますよという事例でした。失礼しました。でも、いずれにしても、資金の使い道のバリエーションを見てとっていただけたらと思います。

最後に15ページ目ですけども、現状私たちのほうで抱えている課題、ないしはうまくいっていることというのを少しまとめたお伝えできたらと思います。

まず、うまくいっていることとしては、書いてあるとおりなんですけれど、特にコロナ禍以降、クラウドファンディングというものの自体の市場が、文化財というジャンルに関わらずかなり広がってきていまして、プロジェクトの数も増えていますし、あと支援をした

いと思うような、寄附をする方の数だったりとか、寄附1件当たりの支援の単価だったりとか、あとは第三者支援率といって、もともとその文化財ないしは、例えばお寺だったりにゆかりがなかった外からの支援の割合というのかなり増えてきています。なので今後、寄附文化が日本はなかなか根づいていないなんていうお話もありますけれど、それが欧米に近づいていくぐらい、寄附ということそのものがどんどん今後国内でも機運としては高まっていくんじゃないかなというのは私たちとしても期待をしているところです。

一方で、課題としては、特に、やっぱり公的資金とのすみ分けに悩まれる事例です。この後発表もあると思いますが、公的な施設さんは寄附集めに結構ハードルがある場合もあって、というのも、寄附みたいな形で自分たちで自己資金を集めると、そういう自助努力をすればするほど予算が減らされてしまうのではないかと、それでお金が賄えるんだったらもう補助金は要らないというふうに減らされてしまうんじゃないかと、その辺がちょっと怖くて寄附集めに踏み切れないとかという声は、非常に、もう毎日のように聞いておりまして、ここがすごく私としても特に課題だなと感じているところです。あとは実際に、クラウドファンディングだけでなく、寄附集めって結構、人的なリソースだったりとか、そういう部分も必要なので、その点も今後課題になってくるのかなというふうに思っています。

なので、私たちの気持ち、READYFORのようなプラットフォーム側の気持ちとしては、こういう寄附のような自助努力で集めていくお金と公的資金とが互いを食い合わないような形で、うまく両輪で回る仕組みができると、すごくありがたいなというふうに思っています。寄附を集めたら予算が減るというのではなくて、むしろその逆になるような、寄附集めを頑張っているところにより予算がつくような、何かそういうような仕組みができるとすごく心強いんだけどなと日々思っている次第です。

すみません、長くなりましたが、あと16ページ目以降は御参考までの数値というところで、最近の、特に文化分野のクラウドファンディングって、こんな具合で弊社の中でも伸びていますよというのを数字上で御覧いただけたらと思います。この辺り数字面で気になる部分がありましたら、後ほど御質問いただけたらと思います。

というわけで、非常に駆け足ではございましたが、一旦私からの発表は以上です。ありがとうございました。

【根立会長】 廣安さん、どうもありがとうございました。

最後の4人目は、大阪府文化財センターの亀井さん、よろしくお願いいたします。

【亀井氏】 大阪府文化財センターの亀井と申します。資料に沿ってお話をさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

まず、クラウドファンディングの仕組みについては、廣安さん、どうもいつもお世話になっております。お世話になりましたREADYFOR様が御説明くださいましたので、私は実例の報告をさせていただきたいと思います。ただ、廣安様が事例で挙げられたような、集金上で大成功したようなプロジェクトではありませんので、現実的な例として、お聞きくださる皆さんの少しでもお役に立てるといいなと思っております。

では、2 ページ目です。最初に当法人の簡単な紹介をさせていただきます。当センターでは大きく 3 つの事業を行っておりまして、設立以来の基幹事業というのは埋蔵文化財調査でございます、その活用として文化財資料活用事業を長らく行ってまいりました。博物館事業は、平成14年に博物館協会と統合して以来の新しい事業でして、現在は直営の日本民家集落博物館と府立・市立の 3 つの博物館を指定管理させていただいております。

次のページです。長くなりますので、ここは簡単にいきますけども、当法人は昭和47年に設立しました大阪文化財センターと、大阪府が設立しました埋蔵文化財協会や博物館協会といった財団法人が統合して、現在の公益財団法人大阪府文化財センターとなっております。

今回クラウドファンディングを実施しました日本民家集落博物館ですが、昭和31年に、移築保存された飛騨白川の民家を豊中市立民俗館として公開したのが最初です。こちらです。経済成長の中、失われていく日本の伝統建築を集めた博物館を造ろうという機運が高まりまして、昭和33年に関西財界による日本民家集落後援会というのが設立されまして、そのときに財団法人日本民家集落博物館が誕生しました。バブルの崩壊後は大阪府で、行財政改革の一環として外郭団体の見直しが行われまして、考古系の府立博物館を有する財団法人博物館協会と、平成 9 年に統合しました。財政が好転しない大阪府は、さらに法人の統廃合を進めようと、文化財センターと博物館協会の統合を考えまして、苦しい財政下で本格的な補修工事を 1 度も行っていない民家がひどく傷んでいるということを危惧した声もありましたが、府から特段の配慮を行うという話もあり、平成14年に統合が成立しました。

日本民家集落博物館の事業ですけども、全国各地から移築した民家が12棟ございまして、移築に際してはその地方の民具もお譲りいただいて、一緒に展示しています。学芸員やスタッフは民家の解説や案内を行い、季節ごとに各地の伝統文化を紹介したり、イベントで

は民具の使い方や体験なども行っています。近年は新型コロナの影響でイベントや来館者が減少しているため、各民家の紹介動画なども作成しています。また、民家の一部は貸部屋としても提供しており、個人やグループの活動の場、テレビや映画の撮影などに御利用いただいております。

クラウドファンディングを実施した背景を、もう少しだけお話しさせていただきます。平成14年の統合時は、このグラフにありますとおり約1,600万円ありました大阪府からの運営補助金ですが、現在では約半分以下の700万円になっております。ちなみに、令和2年度の事業経費は約2,000万円でしたので、差額分の収入がなければ、全て赤字になっています。御覧いただいているとおり、補助金の減少とともに入館料収入も下がっていきまして、現在は非常に厳しい経営状況と言えます。

運営費以外に非常に大きな負担となっているのが民家の補修費用です。平成14年の統合後、当法人では補修計画を策定し、約25年かけて一通りの補修を行ってまいりました。補助金がありますので、全額自己負担というわけではありませんが、これまでにかかった補修工事の総額は約3億5,000万円に上ります。下段の3件は登録文化財ですので、計画には入れておりませんが、堂島の米蔵というのは阪神大震災で全壊しまして、一度復旧しています。河内布施の長屋門でございますが、大阪北部地震で傷みが生じておりまして、今のところまだ修復できておりません。

これらの民家の修復には、関西財界から支援していただいた賛助金というのを積み立てた資金を利用しています。昭和56年から開始した賛助会制度ですが、景気の低迷などを理由に会員法人が年々減少しておりまして、途中から個人会員制度を設けたり、補修工事のタイミングには募金活動を行ったりもしております。下の段の変遷表ですけれども、赤く塗り潰した部分が修復工事を実施した年度で、平成18年度から20年度にかけて実施した日向椎葉の民家の補修工事では、解体作業が必要になったことで工事費用が膨れ上がりまして、これは大変だということで募金活動を行いました。当時は幹部職員の努力のかいもありまして、多額の寄附を集めることができましたが、それ以降、赤で塗り潰したところがございまして、何度か行った同様の募金活動では思うような成果を上げられておりません。

そこで、今回の修復工事では、先ほどの積立資金が底をつく可能性もあるということが分かりましたので、将来のことも踏まえて何か対策を講じなければならないと考えました。しかし、ここ数年で賛助会員の辞退や会費減額の申入れが相次いでおりまして、従来のような募金活動を行うことは非常に難しいと考え、新しい方法を探していたところ、海外で

盛んに行われたクラウドファンディングに目が留まりました。クラウドファンディングでは、インターネットを通じて広く一般の方に訴求する効果の大きさに大変驚いたものです。

また、過去の募金活動で苦勞していた博物館や法人についての理解、説明をしてもなかなか理解いただけないというところでも、非常に優れた方法であるということが分かりました。募金をしてくださる方々、ある意味で募金のニーズのあるところになりますけども、効率的かつ的確に情報を伝えることができ、そこで興味を持ってもらうことによって、さらに拡散してもらえる可能性があるツールとして非常に有効な手段であると考えようになりました。

そこで個人的に幾つかのクラウドファンディングに登録して、実際に寄附を行っていましたが、支援者の気持ちやどういった仕組みなのかというのが何となく分かるようになりました。体験したものは製品開発のクラウドファンディングでしたので、プロジェクトに興味を持ってもらうためには魅力的な返礼品が必要ではないかなと考えたのですが、先ほどの廣安様の説明ではあまり関係がないというようなことになっていますが、そのときは非常にこれが重要に思いまして、来館に結びつくような体験イベントの企画や、せっかく寄附金という貴重なお金が動きますので、生きたお金の使い方をしようと思いまして、今回の対象民家のふるさとである長野県栄村に商品提供のお願いをするということを考えました。READYFORさんを選択した理由は資料に書いてあるとおりです。

実際に動き始めたのは昨年2月でして、クラウドファンディングは4月19日から5月31日までの約1か月半行いました。支援者の数は165名、寄附総額は325万1,000円と目標達成率は65%という結果になりました。

残念ながら、クラウドファンディング上では目標金額を上回ることはできませんでしたけれども、そのときには作成したチラシ左上のチラシなんですけれども一や、博物館、センターのホームページ、SNSなどを御覧くださった方々から直接寄附をいただく機会が増えまして、現在では451万5,000円という、十数年ぶりにまとまった寄附を得ることができました。

プロジェクト自体はまだ完了していませんけれども、下の写真ですけども、4枚載せておりますが、昨年の夏には、返礼品の一つとして、1日工事体験や足場見学会を開催し、支援者に御来館いただくことで、博物館を身近に感じていただくこともできました。

ここから、クラウドファンディングを行ってみての感想のようなものになるんですけども、まず一番は、この仕組みを利用しなければ、とても今回のような募金活動はできな

かったということです。従来のやり方では、まずこのような結果には到底ならなかっただろうと考えております。

そして、ここから実行する上での覚書みたいな内容になるんですけども、寄附を集めるためには様々なきっかけをつくらなければならないということが分かりました。最初は呼び水の寄附者の存在、こういうと聞こえがよくないかもしれませんが、応援する人がいるからこのプロジェクトが活着しているんだと、見た人に理解してもらうために、まずは共感してもらいやすい身近なところに寄附をお願いするということでした。

それから、期間中は、メッセージやSNSなどでの情報発信が寄附者増加に直結するということが分かりました。今回のプロジェクトでは、応援者がSNSで情報発信とか呼びかけをしてくださったんですけども、これに助けられた部分が本当に大きいです。返礼品については制約がありますので、その枠の中でプロジェクトとの関連性を保ちつつ、関心を持ってもらうための工夫が意外と難しいということも分かりました。

こういったもろもろのアドバイスを運営会社さんからいただくんですけども、初心者クラウドファンディングの仕組みを知らない人や、ネットやデジタル人に疎い人にとっては結構大変なのではないかと感じました。

そして、最後なんですけども、クラウドファンディングを実行する側の熱量の問題です。見ず知らずの人に支援をお願いするわけですから、熱意が伝わらなければ耳を貸してもらえないというのは当たり前で、改めて気づかされた次第です。こういったこともひっくり返して、最後は楽しめるかどうかというのも大事なかもしれません。

このようにマイナスイメージばかりお話ししているとやる気がないのではないかとと思われるので、再チャレンジするならどうするかなと考えてみました。

簡単に申し上げますけれども、クラウドファンディング自体の仕組みは単純ですので、誰にでも実行するチャンスはあると思います。しかし、いかに関心を持ってもらえるようなプロジェクトを進められるか、準備と熱意が必要だということです。どんなイベントでもそうだと思いますけれども、入念な準備と適切な体制があればいいものができますし、クラウドファンディング特有の条件としては、ホームページやSNSといったネット環境の充実、内外に対して行う細やかな説明、こういったことができるかどうかというのがよりよい成果を得るための課題ではないかなと考えました。

このように課題を考えていますと、一方では、これを聞いて尻込みされる方や諦める方もいらっしゃるかもしれないなとちょっと感じてしまいました。でも、世の中には本当に

困っておられる文化財所有者さんもたくさんおられると思いますので、これを支援するような取組も必要ではないかなと考えました。

ベストなのは、公的機関によるクラウドファンディングのようなシステムです。実行者への資金を低くすることと、支援者に安心感を与える、これを両立できる橋渡しのような仕組みができるのは法的機関だけではないかなと思っています。決して、READYFORさんの営業妨害をする気はございません。これが難しい場合は、金額や体制が小さなプロジェクトでも救われるような受皿づくり、うちの法人内でクラウドファンディングを提案したときに、理事長が、まさに現代版の勸進ですねとおっしゃいました。クラウドファンディングでは、自らが旗振りを行っているものですから、勸進の実施者が確かなものであればそれだけ求心力と拡散力が大きくなるのではないかなと思っています。これらが無理ならサポートする相談窓口のようなものがあればいいかなと思っています。

このようにクラウドファンディングの枠組みでしか考えていないぐらいでして、個人的には非常にこの仕組みに大変期待しております。国や性別、年齢、言語関係なく、全世界に支援を広げられるクラウドファンディングの仕組みというのは、今のところ、これしかないのではないかなと思っていますし、まだまだ可能性がある方法だと思っています。

以上、駆け足ですが、私の発表を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【根立会長】 亀井さん、ありがとうございました。

最後のお二人のリモートの発言がちょっと声が小さくて少し聞き取りにくいところがありましたけれども、それでは、これまでの御発表につきまして、質疑応答と意見交換に移りたいと思います。

御質問のある方は、どなたに対してかを冒頭明らかにした上でお願いします。

後半のお二人はクラウドファンディングなので、取りあえずは前半のお二人の話に絞りましょうか。

では、小林さん。

【小林委員】 津山市の方にお聞きしたいと思います。

非常に面白い取組をされたなと思っていますのですが、これはやっぱりホテルとして貸し出せるというのがすごく大きいような気がしています。幾つか重要文化財になっている建造物について、非公開のものがあったと思うのですが、そういうものを、またコンセッション方式を取り入れてやることは考えていらっしゃるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

以上です。

【平岡氏】 今、紹介をさせていただいた部分にも重要文化財建造物等々非公開の部分はあるんですけども、これも今後の課題でありますけれども、一つ、成功事例ということで、引き続き行政の中でどのような感じで稼げる施設に変更できるような物件については積極的にコンセッションの活用は考えております。

【小林委員】 結局、宿泊施設にして、一定程度の金額を取れるということが前提になるような気がするのですが、普通にただ見せるタイプの施設だとなかなか難しいような気がします。その辺りはいかがでしょうか。

【平岡氏】 おっしゃるとおりで、単に見学するだけで言いますと、やはり収入が難しいのではないかと考えておりまして、ですから、重要文化財建造物につきましても、できる限り活用するという方向で考えております。文化庁の先生方を前にいろんなことを言ってもあれなんですけれども、できる限り文化財の価値を損なわない限りにおいて、いろんな方法で活用しようと考えて、今、いろいろなアイデアを出しているところです。

【小林委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

【榎本審議官】 ありがとうございます。文化庁審議官の榎本です。

私から京都府の件に関して、どうもありがとうございます。先駆的にいろんな取組があるようで心強く思いました。その一方で、文化財がたくさんある京都府のボリュームで考えた場合に、現在の寄附額の実績では、まだまだ着手しなきゃいけない案件も多いようにも思うんですけども、今後に向けてこういった寄附額をさらに大きくしていくような工夫、戦略など、何かお考えはありますでしょうか。よろしくお願いします。

【岸岡氏】 1つは考え方が重要だと思っていまして、例えば、先ほどクラウドファンディングの中で、各お寺で文化財修理の寄附をされておられます。京都はたくさんお寺があります。それぞれのお寺でさまざまなかたちで寄附を募っておられますので、その辺とのすみ分けも重要と思っております。文化財は地域で守るところが大前提でありますので、自分のお寺だけでなく地域のお寺を守る形の中です。その取組を支援するお寺を実際に少しずつ増やしていきまして、いきなり2倍、3倍とかいうよりも、少しずつ、例えば、より広い地域にチラシが配布されるよう考えていけたらと思っています。従来とのすみ分けをしつつ、協力いただけるとところを増やすことが一番重要ななと思っています。

ます。

【榎本審議官】 ありがとうございます。御紹介の中で、企業版ふるさと納税の話もございました。政府としては、企業版ふるさと納税の使い勝手、特に企業側のメリットについては、2年ほど前からさらに高めるという取組もしているところなんです。一般の個人向けのふるさと納税よりも企業版ふるさと納税のほうが、まだちょっと一般における認知度が低いものですから、今、申したような、寄附する側のメリットも高めていながら、この事業をさらに拡大していきたいと期待しているところなんです、この企業版ふるさと納税のほうは、今後はどんな見通しでございましょうか。

【岸岡氏】 企業版ふるさと納税、基金も寄附することは一緒ですので、大きな考え方としまして、文化財に関わる人を増やしていくという考え方を持っています。例えば文化芸術のイベントを、文化財を使って、お寺を使ってやると、そういった形のイベントに関して寄附を募るとしますと、従来関わっている文化財だけじゃなくて、文化芸術の広い形の方々がそこに関わってくる。そこに、企業版ふるさと納税という位置づけで入れていく仕組み、従来の枠とは違う文化財を活用していく形を検討して、取組を少しずつ進めているというところなんです。

【榎本審議官】 もうちょっとやりますと、多分自治体、府全体としては企業版ふるさと納税をもっと拡大していこうという方針も恐らくあると思いますので、文化財の中だけで考えるというよりも、府全体の取組の中で、企業版ふるさと納税を大きくしていく中で、文化財のほうにもというやり方があるように思うので、府全体の中での戦略、相談もさらに進めていくといいんじゃないかなと思ったところでした。

これは感想でございます。

【根立会長】 大野先生、どうぞ。御発言お願いします。

【大野代理】 私のほうはチャットに書かせていただいたんですけども、クラウドファンディングのほうの話題なんですけれども、よろしいでしょうか。

【根立会長】 はい。

【大野代理】 チャットに書かせていただいたんですけども、廣安様と亀井様にお尋ねをしたいです。まず、貴重なお話ありがとうございました。

クラウドファンディングによる事業資金集めというのは、私の認識では、ある事業をやっているという発端として非常に有効だと思うんですけども、これが毎年続くとか、あるいは継続的なルーチンワークになっているような場合に、いつまで続けられるのかと

いう辺りはやはり問題かなと考えていて、そのために毎回いろんな工夫をしなきゃならないとか、その辺の可能性というんでしょうか、企画を継続的にやっていく上での知恵や工夫というのが、先ほど亀井さんのお話では幾つかヒントを出していただいていたんですけれども、その辺の思いのようなことをお話しいただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

【根立会長】 それでは、お答えいただけますか。

【廣安氏】 じゃあ、私から。

そうですね、むしろ逆に、最近READYFORでは毎年決まった時期に、継続的に資金集めをクラウドファンディングを用いてするという事例が非常に増えてきていまして、おっしゃるとおり、結構皆さんクラウドファンディングって1回限りというか、打ち上げ花火みたいなものなんだろうというイメージをお持ちの方も多かったりするんですけども、実際そうではなくて、本当に毎年、例えば10月なら10月で、決まった時期に年中行事みたいな形でクラウドファンディングを立ち上げて、その都度集めたお金を運営費の一部に充てていただくみたいな文化施設の事例もすごく出てきています。

あと、最高10年連続ですかね、10回連続、ずっとREADYFORでお金を集めることがルーチンになっているような文化施設もあつたりするので、もちろん年を経るごとに、今年はどういう訴え方をしていこうとか、見せ方を工夫していったりする必要はあるんですけども、それっていわゆる一般の寄附集めでも同じように、全く変化がないままだと支援者の数も減っていくというのはどんなやり方でも同じだと思うんですけども、その部分、クラウドファンディングだと、私たちもサポートに入りながら、今年はどうしましょう、ああしましょうみたいなことができるので、二人三脚でお金を集めてきているような現状はあるかなと思っています。

でも、本当にそういう継続的なお金集めにつながらないと、なかなか本当の意味での文化財を救っていくための手段にはならないと思っているので、私たちもその辺りは非常に、最近特に意識して力を入れるところではあります。

【大野代理】 ありがとうございます。

【亀井氏】 では、すいません、私のほうも少しお話しさせていただきます。

【根立会長】 はい、亀井さん。

【亀井氏】 実はREADYFOR様から、1回目終わった後も何度も継続でいかがですかという御案内をいただいております、正直なところ、ぜひチャレンジしたいなと思う反面、

1回目のクラウドファンディングのプロジェクト自体がまだ終わっていない、それが完成できていないというところもあって、やはり体制といいますか、時間とか、そういったのがなかなかネックになっているというのが正直なところです。

お話しさせていただいたとおり、それなりの準備期間と体制がないとできないんじゃないかと私どもは思っておりますので、許される条件でない限りなかなか手をつけられないというのも確かなところではあります。

【大野代理】 ありがとうございます。そうしますと、必ずしも難しいことではなくて、人の助力（マンパワー）、あるいは、この会でも話し合っている文化財の専門知識を持った方の協力体制みたいなものが開ければ継続的な方法も十分あり得るという理解でよろしいんですね。

【亀井氏】 はい。

【大野代理】 ありがとうございます。

【根立会長】 それでは、どなたに対してでも結構ですけれども、何か御質問等ございますか。

野川さん。

【野川委員】 廣安さんに伺いたいと思います。

実は私の近辺でも、READYFORを活用して潤沢な資金の中で演奏会が実現したという例を何件か知っているのですが、実際に私が携わったわけではないので、教えていただきたいと思います。もしクラウドファンディングを設定しようとした場合に、READYFORさんからサポートをどの程度受けられるのでしょうか。キャッチコピーとか、ページのサイトの作り方であるとか、ハッシュタグの設定の仕方であるとか、コツ次第で集まるか集まらないかが決まると思うのです。その辺に対して、クラウドファンディングからどの程度のサポートが得られるのか、また、いくつものクラウドファンディングの業者がある中で、業者ごとに特徴があるのかないのか、その辺を教えていただけたらと思います。

【廣安氏】 ありがとうございます。サポート体制に関しては、クラウドファンディングの業者ごとによって全然スタンスが違うところではあるんですが、基本的に一般的なクラウドサイトさんは、周りに人がついてサポートするというところは一切しないというところのほうが一般的かなと思います。あくまでサービス、クラウドファンディングのシステムを提供しているので、あとは御自由にお使いくださいというようなスタンスのところが多いかなと思います。

ただ、READYFORの場合は幾つか料金プランごとにサポートの手厚さみたいなものは濃淡があるんですけども、曖昧な言い方で恐縮ですが、一定規模以上のプロジェクトに関しては、人がべったりついてお手伝いをするという姿勢を大切にはしておりまして、そこがある意味、競合他社さんと比べたときの私たちの一つの売りだなと思っているんですけども、こういう一つ一つのプロジェクトごとに打合せを定期的に重ねながら、今、おっしゃっていただいたような、プロジェクトのページの編集だったりとか、ハッシュタグをどうするのがいいとか、その辺りの細々したことも含めてトータルでお手伝いはさせていただいています。

ただ、資金集めで重要なのも、あくまで私たちが方々に営業して回って資金を集めてくるというわけではなくて、その実施主体となる施設だったり、団体の方々が主軸になって動いていく、その裏側のサポートといいますか、その動き方がより効率的になるようにとか、効果的になるようにするにはこういうほうがいいですよというのを私たちが御助言申し上げるという立場ではあるので、こちら側のほぼ全部やってあげるので皆さんは座っててくださいというわけではないというのが一つポイントかなとは思っています。

ただ、でも、アドバイスあるなしだと、同じプロジェクト内容でも、やっぱり訴え方とか見栄えが違えば集まってくる金額も全然変わってくるというのはまさにおっしゃるとおりだと思っているので、私たちも基本的には最終的に集まった金額に対する手数料を頂くというようなビジネスモデルなんですけれども、頂くお金の分はしっかり還元できるようにということで日々業務に当たっています。

お答えになっていますでしょうか。

【野川委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 ほかに。

【篠田課長】 すみません、事務局から失礼します。

廣安さんに2点お伺いしたいんですけども、スライドの中で公的資金のすみ分けに悩まれる事例ということで、自助努力をすればするほど予算が減らされることが懸念にというところでありましたけども、どこか具体的にそういった事例がかなり接しておられて、自助努力をすると実際減ってしまって困った事例があったかどうかについてお尋ねしたいのと、それと、あと京都府さんであったような、例えば自治体とかで基金を設けているようなケース、READYFORさんですと、フルサポートのプランと、それからフルサポートじゃないんだけど、ちょっとリーズナブルなプランと2種類設けられていると思うんです

けれども、例えば、自治体が所有者さんとの間に立ってサポートするというときに、第3の連携の在り方というのが考えられるかどうかについて、お考えを伺えればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【廣安氏】 ありがとうございます。まず、1点目の公的資金とのすみ分けの件ですけれども、これは正直、実際にそういう事例がたくさんあるわけではないんですね。ただ、皆さんに、先回りして恐れているというのが現状かなと思ってしまして、実際に減らされているところがあるとか、そういう自治体がたくさんあって事例としてたまっているというわけじゃないんだけれども、そうなんじゃないか、そして、実際そうならしまったら困るので、どうにも答えが見つからないけれど足踏みしているという公的施設が非常に多いなという印象ですね。

なので、私たちとしても、いや、きっとそういうことはないですよとお伝えするんですけれども、やっぱりきっとということでは語れないので、例えば自治体側から明確にガイドラインじゃないですけれども、自助努力でお金を集めることは推奨するとか、それが予算に響くわけではないみたいなお達しがあれば全然違うのかもしれないんですけれど、それがないと皆さんすごく勘ぐっているというのが現状かなと思っています。

逆に、別に公的施設さんで、それこそ亀井氏さんのところもそうですけれども、実施している事例はないわけではないので、私たちとしては現状、まだまだ数は少ないんですが、公的施設掛けるクラウドファンディングの実例の実例をお見せしながら、こういうふうになうまくやっていらっしゃるところもあるので、きっと大丈夫ですよというようなことを日々お伝えしているというような具合です。

2点目に関しては、クラウドファンディング側とプロジェクトを立ち上げる側が一对一对応するのではなくて、中に自治体さんが入ったりだとかして、トライアングルみたいな関係性で何かできることはないかというような御質問ですか。

【篠田課長】 はい、そうです。

【廣安氏】 実際事例がありまして、例えば、京都府ではなくて京都市さんとはかなりREADYFORは深いつながりがありまして、これまでもいろんな形で、京都市のふるさと納税型クラウドファンディングのお手伝いをしたこともありますし、京都市が京都市の中にあるいろんな文化施設だったり、文化団体へ助成をする助成金の元手をクラウドファンディングで集めるというようなプロジェクトを御一緒にしたりしたこともあったりとか、あとは、京都市内のそういう文化団体がクラウドファンディングをするときに、京都市を介して申

請をすると少し手数料が安くなるというようなプログラムを打ったことがあったりとか、結構いろんな形で連携をしておりますて、今、申し上げたように、自治体さんが間に入って、自治体へのお金ではなくて、そこからさらに下における資金調達の仲介をしていただいてる事例もありますし、自治体がそういうクラウドファンディングの取りまとめをして旗振り役をしていただいているみたいな事例もあるので、こういうモデルはほかのところでも展開できるんじゃないかなと思っているところではあります。

要は、自治体とはちょっと違いますけれども、例えば国立の東京藝大さんなんかも同じようにREADYFORと今提携をさせていただいているんですが、藝大も藝大事務局とREADYFORで提携をしているんですけれども、藝大の中にあるたくさんの研究室だったり、このアーティストの先生方だったりクラウドファンディングプロジェクトを立ち上げたいとなったときに、その要望を藝大事務局側が吸い上げて、そこを介してREADYFORに申請をしていただくと、手数料が少し減免になったりとか、藝大事務局側も事務的なサポートを手伝いますよみたいなことで、教授の先生方の手間を軽減させたりとかいうようなプログラムを組んでいる事例もあつたりします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

ちょっと気になったのは、今日の話を聞いていて、いずれにしても、個人とか、小規模な団体ですと、なかなかどのやり方も大変だなと。あるいは本当にコーディネートしてくれる人を巻き込まないと難しいのかなという気がしましたけれども、岸岡さん、実際府の基金に、例えば選定保存技術のほうは個人の方が申し込むなんていうことは今までなかったんですね。

【岸岡氏】 いや、あんまりそういう話は。

【根立会長】 ちょっと予定していた時間よりも過ぎていきますけれども、どうしてもということがあれば。

どうぞ。

【山本委員】 岸岡さんへ質問です。私、京都市民なので、京都のことしか分かりませんが、一般の人（友人）に、京都府・市の「ふるさと納税」について話をするすると、その返礼、特に文化的体験があるんだったら、教えてほしいという声が結構多いですね。自分の住んでいる自治体（京都）に「ふるさと納税」という発想が少ない。京都の場合、どいう形で広報を出していらっしゃるでしょうか。

【岸岡氏】 まずはお寺とかホームページはもちろん、ふるさとチョイスというところ

のホームページに上げていまして、お寺のところにチラシをまいて、そういった形の中で置かせてもらったりとか、そういった取組をさせていただいています。

ですので、今までは文化財に関わる人たちのところをある程度思いの中でやっていたんですが、やはり先ほど言いましたように、文化芸術とか、そういう広い方々に知らせていくようなことがこれからのところの中で、文化財の考え方を広げていかなあかんというところを考えていると。

【山本委員】 一般の住民が知らないということを今回感じました。例えば、住民には、町内の自治会からの回覧板も回る。他府県の方はお寺とか行かれますが、意外に住んでいる人は観光で京都のお寺へ行ったことのない人もたくさんいる。そういう住民に分かりやすい、広報もあれば良いと思います。

【岸岡氏】 ありがとうございます。いろいろ検討していきたいと思います。

【根立会長】 それでは、まだ御意見、御質問等あるかもしれませんけれども、時間が来ましたので、質疑応答、意見交換はここまでといたします。

改めまして、本日貴重なお話をありがとうございました。

この後は委員の意見交換の時間となりますので退席していただいても構いません。どうもありがとうございました。

それでは、ここから前回までの議論の続きとして、特に御議論いただきたい論点に関する意見交換を行います。

まず、事務局より説明願います。

【鍋島課長】 それでは、私、文化財第一課長、鍋島のほうから簡単に説明させていただきたいと思います。

本日ヒアリングに御協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。本当に参考になるお話が多かったと思いますので、また改めて伺ってみたいと思います。

私のほうからは、資料7、8を御覧いただければと思います。

ヒアリングの方々も残って聞いていただいて、何かお話しいただいても構いません。

資料7のほうです。特に御議論いただきたい論点というのは、論点1、2と入れさせていただきます。前回、2月の会議で、これまでの主な意見ということで、昨年4回にわたりまして、現場の方を中心に様々お話しいただいたことにつきまして、座長のほうから御提示いただきまして、いろいろ御意見をいただいたところでした。

本日残った時間になりますが、特に2つ、まず、選定保存技術、技の技術者の方々、文

化財の修理をしたり、そういう技術者の方々なんです、これまでの認定分野の拡大、支援の充実——支援の予算的なお金の話です——、それから認知度の向上、事務的支援の必要性、コーディネーターの方々の意味合いとかお話をいただいてきました。その中の一つとしまして、例えば、保持者・保持団体の方々、現在はどちらかというと、1分野をお一人、ないしは1団体という形が多いわけなんです、複数、特に個人の方ですね、認定していくに当たりまして、どのような観点、留意点が考えられるかと。

現状、基本的には、技術内容や地域的特色などの違いがなければ、原則1名・1団体というやり方をやってまいりました。また、その技術継承のための事業を支援するようなやり方です。

対応の方向性の一つ考えられるものとしてなんですが、複数認定を行うほうが有効な場合もあるのではないかとのお話もいただいていますので、同等の技術等を有する方々を追加認定することも考えられるのかなという感じもいたします。

その意義としましても、確実な技術伝承とか業界の活性化、東日本だけとか西日本だけというお話もありましたけれども、全国としてどのように技術を残していくのかということで、もう少し御議論いただければと思います。

論点2なんですが、国立の文化財修理センター（仮称）の整備に向けて検討するに当たりまして、どのような機能や留意点が考えられるかということになります。こちらについては、これまで説明が十分じゃなかった部分もありますので、資料8を御覧いただければと思います。

資料8の前半のほうは、先ほどの選定保存技術、前回お示しした資料のエッセンスをちょっとうち入れておりますので、また御覧いただければと思います。

分野別の認定一覧が、7、8、9、10ページにありまして、こういったところが複数認定の考え方になります。

また、11ページのところには、広報の話も先日いただきましたけど、技フェアとか、動画、解説パンフレット等々ももう少し頑張っていきたいと思います。

13ページから、文化財修理センターがあるんですけども、まず、下の14ページにもあるように、特に美術工芸品の保存修理につきましては、本格的な修理は物にもよりますが、大体50年間ぐらいの周期、応急の修理ですと、大体10年間ぐらいの周期ということで、しっかり直していくことで、より長く続けていくというような考え方でやっておるところなんです、なかなか理想的なというか、十分な予算を確保して、十分な件数ができてい

るわけではないというような問題意識に基づきまして、先日の文化財匠プロジェクトでも、この審議会でも御議論いただきましたように、しっかりとした規模を確保していくということが必要ではないかと思っています。

そのため、文化財修理センター、13ページのほうにあるんですが、現在は京都の国立博物館の一角に修理所という40年ぐらいの建物があります。これがちょっとなかなか、作業空間とか管理空間が不足しているのではないかと、少し老朽化しているのではないかと、という課題なんかもあります。また、研究が十分に行えていないような分野なんかもあったり、山本委員からもお話をいただきましたように、技術者の養成ということなんかもどうかという御意見なんかもありました。

文化庁では、まだ仮称というか、在り方につきましても、しっかりこれから検討する形にもなりますけれども、この保存修理とともに、修理技術とか、用具、原材料確保の課題解決のための新しい国立の文化財修理センターというのをできるだけ速やかに検討した上でつくっていくことが必要ではないかと思っております、来年度、令和4年度は基本計画をつくってまいりたいと思います。

場所をどこにするのか、それから、どのような内容のものを機能として付加していくのかというようなこと、ないしは修理記録のアーカイブのようなものが考えられるのではないかと、対応の方向性、意義のほうに書かせていただきましたので、こちらにつきましても少し御意見をいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いします。

【根立会長】 それでは、論点1の選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定についての意見交換を行いたいと思います。

それでは、論点1について各委員からの御意見を伺います。

【近藤代理】 近藤です。

この原則1名・1団体という現状と課長の御説明がありましたけど、これは文化庁内での運用をこうしているだけの話であって、こんなものは文化庁内で運用を変えてくれれば解決するでしょうと私は思います。こんなところを会議で議論する必要なんかないと思うぐらいなんです。

でもって、技術継承のための事業を支援するための制度だというのは、それは文化財の保存に必要な技術だから、5年たっても10年たっても100年たっても文化財がちゃんと保存されているように、そういう環境を整えるために、今、保存に必要な技術を保護して、伝

承等の技術の錬磨とか、これは補助要綱に含まれて、できる事業ですけれども、そういう仕事をしろと。だから、先立つものが必要でしょうから補助金を出しますという制度の運用だと思っておりますので、この技術継承のための事業をやっていますということで、これはこれでいいんだと思っています。

それからもう一つ、対応の方向性の案として、技術者・団体の追加認定を考えられるかという御提案がありますけれども、これだって現に追加認定しているでしょうと。だから、これは続けるだけで済む話だと私は思います。

それと、複数認定の意義なんですけれども、確実な技術伝承の基盤整備は必要だと思います。業界の活性化は、文化財の観点から言うならば、あくまでもおまけだろうと思っています。制度の目的は、「文化財の保存のために欠かすことのできない技術または技能で、保存の措置を講ずる必要があるもの」というのが文化財の保存技術の、法律に定義はされていなくても、文化財の保存技術という言葉が指している内容だと理解できるわけですから、だから文化財の確実な保存、それがまず最初に来るべきであって、こういっては失礼だけど、一番大事な制度の目的がここには抜けているんだと思います。文化財を確実に保存していくために、必要がある場合には運用を変えて、保持者だろうが、保存団体だろうが、複数に、限定する必要はありません。3でも4でも5でも、必要な数、認定すればいいのではないかと私は思います。以上です。

【根立会長】 野川さん、何かございますか。

【野川委員】 私も、それぞれの状況が違いますので、複数認定が必要なところには追加認定をすればいいと思います。ただ、例えば一枚のパイがあって、追加認定することによって分け合うパイの大きさが小さくなってしまう心配があるのかないのか、それを教えていただきたいと思います。

【根立会長】 この辺は事務局、どうなんですか。

【鍋島課長】 ありがとうございます。今の野川先生からのお話については、何名ということは別に上限があったりはないのですけれども、実態としましては、この選定保存技術関係に関する予算というのがどうしてもあるものですから、どんどん増やしていきたいという部分は、確かに私たちもそう思っているんですけど、それをどのように理論武装していくとか、必要性を訴えて、多くの方々に、なるほどそれだったらというようなところをヒントとか、それをこの審議会でもいただきますと、そういうことがやりやすくなるなという思いがありますので、近藤先生がおっしゃったこともそのとおりだと思

いますので、一から議論するとかではなくて、この辺りに注力したらいいんじゃないかというのを教えていただければと思いました。以上です。

【野川委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 ほかに御意見、どうぞ小林さん。

【小林委員】 まとめてきましたので、読み上げてもいいでしょうか。

選定技術の制度ですけれども、前回、私も意見として言わせていただいたのですが、この制度について極めて優れた技術者の顕彰というところと、一定程度の技術の継承者であることを証明する資格等に分けて考えてはどうかということを前回述べさせていただきました。それに関して話題を提供してみたいなと思っているのですが、選定保存技術のうち、例えばですが、歴史上の価値が高いもの、要は古くから続く伝統技術を体現しているものについては、無形文化財の新たな類型を設けて、文化財としての価値づけを行うというのはどうでしょうか。

そして選定保存技術は、文化財修理に必要不可欠な修理技術で、後継者養成を積極的に行っていただける方とか、団体をこれまで以上に幅広く選定するようにしてはどうでしょうかというのが御提案です。

無形文化財に新たな類型を設けることはできないわけではないと思います。文化財保護法の文化財の定義第2条の2項は、無形文化財の定義となっているわけですが、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」となっていますから、これを根拠に新たな類型をつくることは可能です。つまり、現在無形文化財は伝統と工芸技術という2類型になっていますけれども、さらに保存技術という分類をつくることで、文化財としての価値づけを行うことができないかということです。

このことにより前回も話題にあったと思いますけれども、俗称としての人間国宝というものをそのまま使うこともできます。そして、選定保存技術のほうですけれども、こちらは文化財修理に必要不可欠な修理技術で、後継者養成を積極的に行っていただける方とか団体を幅広く選定するような方向性にしてはどうかということです。

資格とするのは変かもしれませんが、その修理等の補助金交付の要件にするということもあるかと思います。つまり、国から文化財の修復等の補助を行う場合には、選定保存技術者を要件にするとか、そういうことをすることによって、もう少し仕事を増やすとか、そういうこともできるのではないかなということを考えた次第です。

つまり、無形文化財の枠をもう一つ増やすということによって、顕彰的な意味合いを持つ人たちについては、そちらで顕彰する。もっと技術を伝承していただく方々にはその仕事をしていただくというふうに分けることはできないかなと考えてみました。以上です。

【根立会長】 かなり突っ込んだ話になっていますけれども、その前に大野先生どうぞ。

【大野代理】 これもチャットに書かせていただきましたけれども、近藤先生のお話とほぼ同じなので、文化的所産というものは、制度的という意味と多様性という意味と、多分2つあると思うので、これだけはとっておくということ以外に、切磋琢磨していくという意味。あるいは後継者をきちんと責任をもって育てられるという意味で、単数にこだわる必要はないという意見です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。では、近藤さん。

【近藤代理】 小林先生、失礼を承知であえて申し上げますけれども、無形文化財の制度にも、そもそも顕彰という意味はないんです。ですから、文化財の保存技術、選定保存技術を顕彰するために無形文化財にするというのは、論理として成り立たないというふうに私は考えます。

【小林委員】 ありがとうございます。そのとおりだと思います。ただ、そうはいっても、前回の俗称の話がありましたけれども、取りあえず保持者になれば人間国宝等という形で、皆さんが見てくださることによって頑張るということもあったかと思います。ですから、本来は正式な顕彰制度があればいいなと私も思いますし、文化財保護法が顕彰制度でないというのは十分承知しているわけですが、今の制度の中で何かもう少しできることがあるとしたら、人間国宝という名前を使っていいとなることで、相当やる気がもしかしたら出てくださるかもしれないかなと思って言ってみました。以上です。

【近藤代理】 すみませんあえて、失礼を承知で重ねて申し上げますけれども、人間国宝という言葉って俗称だから、それは勝手に使えばいいのであって、制度を変えるというのはそれは本末転倒だというふうに思います。それから人間国宝という言葉の知名度は高いけれども、その定義が法律にあるわけじゃないんです。どのようにして正確に、現在の重要無形文化財の指定、保持者、保持団体の認定という制度が正しく広く理解されているかということ、私、工芸理論という名前の授業を持っているものですから、学生の授業の中でも、重要無形文化財の制度を取り上げますけれども、正しく知っている学生なんてほとんどいません。ですから、人間国宝という言葉を利用して、それでやる気を持ってもらうとか知名度を高めようというのは、それって誤解に基づく、誤解に誤解の上塗りをするよ

うなものではないかなと。だから、もろ手を挙げて賛成はとてもしかねるということだけ申し上げます。

【小林委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 この辺りのことどなたか、山本さん。

【山本委員】 根幹の法律というお話になりましたが、私どもは実際に選定保存を受けて補助金をいただいています。そして、個人の選定技術保持者、彼らのつくるものを主に使って文化財の修理をしています。そういう中で認定されている方が、お年を召されたら、亡くなったら、しばらく途絶えて次の方とか、子供にしか行かないとか、そうではなくて少し広げていただくほうが将来残るのではないかと思います。課長がおっしゃったように、今の予算の中で増やしていただいて、みんなで分け合って薄くなったのでは、本当に私たち困ります。

現在では、個人の保持者の多くは頂いた100万円はちゃんと材料を買ったり、環境を整えたりに使っています。100万円という額はあつという間だと言っています。ごくごく僅か使いきれない人もいるかもしれませんが、今いただいているよりも少ない補助金になって保持者が増えましたというのでは、駄目です。

どういう現状をお話ししたら、文化庁さんの持っていращやる選定に対する予算が増えるんですか。どんな現場のことを知りたいと思っていращやるのか教えてください。

【根立会長】 ありますか。

【鍋島課長】 そうですね。もし補足があれば両調査官からお願いしたいですけど、なくてはならないというのが、お一人だけじゃ不十分だということです。お一人とか1団体だけでは、それがどここの団体さんとか、どここの方さえいれば十分だってなってしまうと今のような感じが原則になってしまうかもしれませんけど、それだと絶えてしまいそうな危機があるわけですので、こうやって匠プロジェクトとか、こういう議論をさせていただいていますので、私たちも具体的な事例をいろいろ挙げていきたいと思いますが、何か身近なところでそんなのがあれば、おっしゃっていただくとか。例えばそんなことが考えられます。

【根立会長】 手短に。

【近藤代理】 制度の根本的な目的というのは、文化財の確実な保存だというふうに私は考えていますけれども、つまり、文化財を着実に保存していくために、文化財建造物や美術工芸品については、適正な修理サイクルというのを事務局で検討されたわけですね。

そのサイクルでちゃんと修理していくために技術者がどれだけ足りないか。

それから美術工芸品の保存桐箱製作に関して、私まだ文化庁在職中の5年以上前に、裝潢修理の関係者の方から、桐箱がなかなか手に入りませんと。つまり美術工芸品保存のための桐箱が足りないと。それは技術者の方が1人しかいない時期だったと思うんです。今も多分、保持者の方お一人しかいないんですよね。ということは、修理サイクルを適正に、つまり短くしていくと修理物件が増えていく、修理技術者も増やさなくちゃいけない、それでその修理に必要な材料や道具づくりの人も多分増やさなくちゃいけない。桐箱に関して言うなら絶対足りていない。ということは、技術者を増やさなくちゃいけない。適正な文化財の保存のための、適正な修理サイクルに合わせるには、恐らく技術者が足りない分野がまだまだ多いと思います。それは、人を増やしていく、そのために予算を増やしていくために、非常に大事なポイントだというふうに私は考えています。以上です。

【根立会長】 大分議論が伯仲してきて、ただ時間の関係もありますので、恐らくここにいる皆さんは、普通認定とか追加認定必要性は、その辺はみんな考えていることなんだと思います。小林さんがおっしゃられるような、別の観点から制度を変えて認定の範囲を広げるというのも、ひょっとしたらありかもしれないんですけども、取りあえずは、普通認定と追加の認定をやっていくという。それがまず必要になってくるのではないかと。

それと顕彰の問題は、近藤さんが言うように、今いじらなくてもいいのではないかと、そういう段階を今ちょっと超えて気がするので、それをうまく俗称でも何でもいいですけれども、私はやるべき、もう少し分かりやすいような形すべきなのかなという気がしました。

これはもう少し議論をする必要があるかと思いますので、次回以降で何とか時間をとっていただきたいと思います。

2番目の文化財修理センターについては、これも期待するところがいろいろ大で、細かい注文はいろいろあるんだと思いますけれども、基本的なところ、こういう観点が必要だということは、ここで少し述べていたほうがいいと思いますので、これ川野邊さん、いかがですか。

【川野邊委員】 選定のほうも顕彰したほうがいいんじゃないかと個人的には思っているんですけど、長くなってしまうので。

センターは、今見せていただいた案の中で、本来だったら、もう既に機構が持っているべき要素ですけども、それぞれあると思いますけど、それを集約することによって何がで

きるかという、研究者や技術者の距離なのではないかと思うんです。わざわざ行って話すほどじゃないけど、こういう問題が起こっている。特に修理現場でこういうことが分からないというのが、簡単に相談できる、そういう体制ができていると、もっと問題点の抽出も早いし、逆に、そこ以外でも同じようなことが起こっているのに、気づかないで過ぎてしまうということが少なくなると思うんです。それはふだんの何げないいろんな異常を見つけてくれる技術者の人たちと、それを自然科学的に解釈して、解決策を見つけていく自然科学者とのコミュニケーションが素直にいくようなセンターになるのが一番いいのではないかと、根本的にはそういうふうに思っています。

せっかくそういうものができるという貴重な機会なので、できるだけ幅広い人材、この前コーディネーターとも言いましたが、何かあったときに、文化財の所有者なり、地方公共団体の人が気軽に相談できるような、そういう部分をぜひつくっていただきたいなと思っています。取りあえず大方針としてはそういう感じですけども。

【根立会長】 もう一つ、例えば、修理に関するデータの集積とか、そういう問題も当然あるんだと思いますけれども。

【川野邊委員】 実際に僕たち研究所にいたときに、各修理現場のデータというのは個人で集めてきて、それを部なりセンターなりでストックするわけですけども、言っちゃっていいのかな、建造物なんかは、何年か前に公文書の保存期間というのがあったときに、どどっと過去の報告書を捨てようとなさいましたよね、整理しようとなさいましたよね。現在どのくらい残っているか知りませんが、それではまずいというので、うちでそれをいただいてきてデジタル化したんです。うちでというのは、東文研でデジタル化したんですけども、それもだんだん途切れてきてしまっているの、そういう修理技術報告書のきちんとした蓄積センターみたいなのができているといいなと思います。

各個人、各部門で持っているものを洗い上げて、1か所で、できればデジタル化して、関係者は簡単にアクセスできるような、そういうところができたらとてもいいなと思います。

【根立会長】 大野先生、分野が違うところがありますが、建造物サイドから見て…。ちょっと先に。

【大野代理】 これもチャットに書き込んだんですけども、文化財修理センターの整備に関して、協力的な施設と一緒に整備していくことの必要性からお話をさせていただきます。今日御発表いただいた民家集落博物館、私もよく知っているんですけども、多数

の貴重な古民家の維持修理を継続的に行っていくという宿命を持っています。もう一つ、この施設の場合は、お話にもありましたように、初期投資の部分を関西の財界に全面的に支援していただいて、その後も賛助金という話がありましたけれども、自らの初期投資費用が低かったために、その後の維持費（ランニングコスト）に関する予算確保の見通しが曖昧だった弱みもあるわけです。それで今までの方々が随分苦労されて、椎葉村の民家のときには、大々的に寄附行為を行って、私も、竣工の椎葉神楽とかも見せていただいたんですけれども、非常に寄附的な集め方としては、日本でも古い歴史を持っているわけです。しかし根本的な問題として、もとの組織自体がそんなに財政基盤がよくない、そこを何とかしなきゃならないということがあると思うんです。そのためには、スタートが悪かったから駄目だという話ではなくて、この大阪の民家集落博物館のような施設を技術や公開の一つのサテライトというか、最前線みたいな形で、センターの構想に位置づけていただいて、関西の核になるような施設という形で、文化財大綱のような中に位置づけていって、認知度を高めていく中で組織の強化もするということが必要かと思います。

関西では、民家集落のほかには奈良の民俗博物館（県立博物館の野外博物館施設）が、それに相当するものだと思いますし、首都圏では、川崎市立日本民家園とか横浜の三溪園などが、そういう施設として有効なのではないか、そういう視点もぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。長尾さん。

【長尾調査官】 先ほど川野邊先生の、建造物の報告書の件ですけども、建造物修理をされた場合は、国庫補助対象で、300部つくっている報告書がございまして、そのものに関しては文化庁も処分したことはないのです。

【川野邊委員】 すみません言葉が足りませんでした。その原本になった原稿がたくさんあって、その写真とかが非常に貴重だと、何度も訴えたんですけども、それは残りませんでした。

【長尾調査官】 はい。その手のものも含めまして、実はほかの観点、防災の観点からも、少しその手のものをデジタル化して、アクセスしやすいようにというプロジェクトを文化庁側では進めておりますので、おっしゃっていたのは、原稿とかそういうものですね。分かりました。

【川野邊委員】 もちろん刊行なさっているのはよく分かっているんですけど、刊行されるときに削られる写真のほうが僕たちは、重要な情報があるものですから、捨てるんだ

ったらくださいと言っていました。言葉が足りなくて、申し訳ありませんでした。

【長尾調査官】 分かりました。その手の一次資料に関しても、少し探索を初めておりまして、文化庁以外のところにもまだ眠っている資料がありそうだということはつかんできておりますので、その辺もこのデジタルの時代なので、少し体制を整えてということは、今進めているところでございます。ありがとうございました。

【根立会長】 野川さん。

【野川委員】 改めての確認と要望ですけれども、この文化財修理センターのここに書いてあるものを見ますと、どうしても形あるものの修理を前提にしたセンターというイメージがあるように思います。ぜひ芸能を含む無形のものに対する修理という観点も入れた組織にしていきたいと思いますと思います。

【根立会長】 どうぞ小林さん。

【小林委員】 今までの先生方の御意見に、基本的に全て賛成ですけれども、今回実は、この会議に参加させていただいていくうちにわかったことがありました。それは先ほどから近藤先生なども必死に述べていらっしゃる、例えば文化財の保存とか保護を総合的に、もっと国民に理解してもらおう形で行っていくための何か仕組みというのが必要なのではないかというのは思いました。

例えば、今回テーマになっている選定保存技術の技術継承のための研修だとか、カリキュラムみたいなものとか、あるいはもっとその内容を知っていただく教育普及の実施だとか、原材料の需給調査なども含めて、事務局的な機能がすごく重要だと思いました。

それはこれまで言ってきたことでもあります。文化財保護全体を総合的に回していくためのアドミニストレーターみたいなものを思っています。それがもう少ししっかりとした組織である必要があるのではないかということです。つまり、その縦割りの働く有期のコーディネーターみたいな専門職員を増やすというよりは、文化財保護全体の事務局体制を考えるというようなイメージを、ぜひ文化財修理センターで考えていただきたいと思っています。

というのは、この間この会に出させていただいてわかったことですが、この文化財保護の領域というのは専門家は非常に多くいらっしゃるということです。文化庁の調査官の方々もそうですし、川野邊先生のような方もそうですし、近藤さんのような方もそうですし、それから例えば博物館の中には文化財の中身の研究をされている方たちもいらっしゃいます。そういう方たちが皆さん、恐らく現行の技術継承の問題、需給の問題についても

よく御存じなんです。しかしながら、それを横串でつなぐような何かこの文化財の修復とか、保存を適正に実施していくための体制ができていないような印象を正直受けました。ですから、ぜひこの修理センターなるものをつくるのであれば、そういう機能をつくる、つまり専門家を増やすのではなくて、専門家を横串で差して考えていくような組織みたいなものを考えていく必要があるのではないかなと思いました。

先ほどの報告書の件とか、一次資料の件などは聞いていて、本当に何か手が震えるほどの恐ろしさをむしろ感じるほどでしたけれども、そういうことも専門の方々はその大事さはよく分かっていることだと思うのです。だから何とか守れたけれども、それが文化財保護の領域全体で守れないというのは問題だと思います。将来的に大いに問題になると思います。したがって、しっかりとした文化財保護全体を考えていくような修理センターにしていきたいということです。

それをやっていくときに、例えば、東京文化財研究所がコアになって関わって、そもそも文化財研究所ってそういう機関ではないかと思うわけですが、そういうことができないものでしょうかとは思いました。というのは、この間、いろいろな博物館機構だとか、文化財研究所だとか、それから調査官のお仕事とか、いろいろ調べさせていただいて、一番これにふさわしいのは文化財研究所のような気がしたということがあります。

ですから、今度つくる修理センターが、京博のところにまたできるのかどうかというのも決まっているわけではないのですよね。どこにつくられるかは決まっていない。どこにつくろうとも、もう少し運営体制もしっかりと考えていただいて、例えば需給の調査などについても組織的、継続的にやっていくことが大事だと思います。ただこれを国が直接やるというのは、何となく今の時代合わないような気がいたしますし、独法であれば継続的にできるような気がします。そのためには、もちろん選定技術の認定者を増やしていくのも当然ですけれども、予算や人をしっかり手当てして、東京文化財研究所か分かりませんが、文化財研究所にもう少し頑張っていただくことはできないのかなということを改めて考えた次第です。以上です。

【根立会長】 どうも恐らく、私は、確かに東京文化財研究所の役割も非常に大事なところがあると思うんですけども、ただ実際限られた予算の中でつくる施設ですので、あれもこれもやるというのは、かなり酷な話になると思いますけれども、ただ、今、京都の国立博物館の修理所との関わりの中でもうこのセンターの話が出てきているんですけども、実際の運用はせざるを得ないところがあるにしても、もっと広い意味のセンターにしない

といけないのではないのかなという気がします。

ただし、本当に予算の問題とか、ましてや人の問題となってくると、これはなかなか大変なことだなという気がします。

最後に、実際に使用する可能性のある山本さん、何かあれば。

【山本委員】 実際に今使わせていただいている京都国立博物館内の修理所が老朽化している。これは現実の問題です。そこから、今このセンター構想を伺うと、そういうものができて、そこに資料データがあって調べられる、専門家の科学者や学芸と議論できる、話せる、それは理想です。ただ、現実に関今仕事をしている場所が老朽化していて狭いという問題とセンターをひっつけてしまっているのだろうかということを丁寧に自分の中で今考えています。ただ修理所がきれいになるだけではなくて、理想の中の幾つかが達成してそこに備わってほしい、文化庁さんも京都にこられるということであれば、文化庁さんと機構が協力される形で、さっきおっしゃっていたような、事務局のような存在もできたらいいのではないかと思います。

そして、実際どこが具体的にどの様に管轄されるのか、そこで文化財を修理する者にとってはとても不安です。今の修理所は、設立時は国のものでした。そこから博物館が機構という形に変わって、今の運営の形になっています。

大切なものを預かって、中で仕事をして、万が一のことがあったとき、どういう形の責任範囲があるのかとかなど、京博の方々とは都度お話ししてきました。京博さんは丁寧にやってくださっていますが、新しくできるのであれば、最初からその総括的な責任がどこなのかということを明白にしていただかないと不安です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。大分時間が延長してしまって、申し訳ありません。恐らく修理センターも、もしセンターと名づけるならば、いろいろほかの東文研をはじめとするいろんな組織との関わりも検討した上で実質的でできるだけ有意義なものをつくっていただきたいと思います。

ということで、いろいろまだありますけれども、予定の時刻となりましたので、閉会とさせていただきます。事務局から、次回日程など、事務連絡についてお願いいたします。

【山川補佐】 次回の会議は、来年度4月20日水曜日の16時からです。なお、会議の場で意見を十分に言えなかったなど、お気づきの点がございましたら、事務局までメール等で御連絡をいただければと思います。

【根立会長】 本日も長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

ございました。これにて閉会させていただきます。

— 了 —